

# 地方公共団体の第三セクター等に 対する関与に係る論点

# 新たな指針の構成と各項目の記載内容（方向性）

## ○新たな指針(ガイドライン)の基本的な考え方

地方公共団体が第三セクター等に対する関与や第三セクター等の活用を行うに際して、また、自らの判断と責任において抜本的改革を含む経営健全化に取り組む場合における指針(ガイドライン)として策定する。

## ○新たな指針(ガイドライン)の全体構成と方向性

新たな指針(ガイドライン)の構成と基本的な考え方	各項目の記載内容(方向性)(案)
<p>第1 基本的な考え方 平成25年度までの抜本的改革推進の成果も踏まえて、平成26年度以降、地方公共団体が第三セクター等の関与、活用、整理・再生等を行う際の基本的な考え方について助言。</p>	<p>第三セクター等の改革を加速するため、経営健全化の手順や留意点等についての新たな指針(ガイドライン)を策定するという主旨について記載する。特に、経営が悪化した第三セクター等については、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき旨を明確化する。</p>
<p>第2 地方公共団体の第三セクター等への関与 地方公共団体が出資等を行う第三セクター等への関与について、主として地方公共団体の財政負担を軽減する観点から、適切に指導監督等を行うことを助言。</p>	<p>第三セクター等の経営悪化により地方公共団体が多額の負担を負うことがないようにするために、「議会・住民等とも連携した適切な指導・監督」と「財政的支援(特に損失補償・債務保証)の限定」という二つの観点から具体的な留意点等を記載する。</p>
<p>第3 抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化 地方公共団体が自らの判断と責任において、抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化に取り組むに当たっての手順、留意事項等について助言。</p>	<p>第三セクター等の財政的リスクを正確に把握するための手法や、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき第三セクター等についての考え方、経営健全化に取り組むための手順・留意点等について具体的に記載する。</p>
<p>第4 第三セクター等の設立に関する留意事項 地方公共団体が第三セクター等の設立を検討する際の考え方や、設立する際の留意事項等について助言。</p>	<p>サービス提供に「第三セクター等」という方式を選択することが妥当な条件や設立に当たっての留意点(例: 存続前提条件の明確化)、法人形態選択に当たっての留意点等を記載。</p>
<p>第5 第三セクター等の活用 第三セクター等が地域において役割を果たすために有効な手法、留意事項等について、先進事例も踏まえて助言。</p>	<p>地域において「成功」している第三セクター等について、事例収集と事業内容・成功要因等の分析を行い、他の地方公共団体にとって参考となる点を整理して紹介する。</p>
<p>第6 その他</p>	<p>第三セクター等が関係する政策課題について記載する。</p>

# 新指針の考え方①

## 第2 地方公共団体の第三セクター等への関与

### 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

#### 第3 存続する第三セクター等の指導監督等

前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、以下により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。

#### 1 経営状況等の把握、監査、定期点検

(1) 地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づき、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要がある。その際、第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が重要であり、次の点に留意して、適切な実態把握に努める必要があるとともに、経営状況が悪化しつつあるものについては、より詳細な資産調査等を行うべきである。

- ・ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、特に販売用不動産等について低価法を適用していること及び事業用資産について減損会計を適用していること。
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては最新の公益法人会計基準を早期に適用するべきであること。
- ・ 地方住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、地方道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うべきであること。

(2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査(「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第199条第7項前段)、出資法人に対する監査(同項後段)及び外部監査制度(同法第252条の37第4項等)等を活用するなどにより、その経営の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人については、それぞれ「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、「会社法」(平成17年法律第86号)等に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意されたい。

### 新指針の考え方

抜本的改革を前提とするのではなく、一般的な指針として策定する。

地方公共団体に対して、第三セクター等を設立した目的や行う事業の公益性等を踏まえて、適切な指導・監督を行うべき旨を要請する。

第三セクター等に係る財政的リスクを適切に把握できていない地方公共団体が相当数存在することを踏まえ、財政的リスクを正確に把握するための手法等を提示する。

資産(販売用資産や事業用資産)や有価証券等について、一定の範囲で時価評価を行うとともに、法人形態等に応じた適切な会計基準を適用した会計処理を行うべきであることを要請する。

外部監査による指摘が抜本的改革の契機となった事例が存在することも踏まえて、外部監査を含む監査の重要性や首長の調査権の活用等について明確に指摘する。

# 新指針の考え方②

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

(3) 把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、前述の処理策検討の手順の考え方を踏まえ、提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的(比較可能性・将来予測性)な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきであり、経営検討委員会に準じた委員会を設置するなどにより行うことが適当である。その際、現状において経営上問題が顕在化していない第三セクター等であっても、更なる民間活力手法の導入により、効率的な運営を追求することで将来の債務拡大のリスクの軽減を図ることが重要である。

また、これらの地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行う必要がある。

なお、複数の地方公共団体が出資している第三セクター等については、関係地方公共団体間で連携を密にしつつ、共同で責任を持って点検評価を行うべきである。

## 2 議会への説明と住民への情報公開

(1) 地方公共団体の出資比率が一定割合以上等である第三セクターの経営状況については、議会への報告義務が定められているところである(地方自治法第243条の3)が、これらの場合以外でも、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担に算入される対象となる法人その他地方公共団体が筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況、更には債務超過であること等経営諸指標(経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等)の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる法人については、毎年定期的に議会にその経営状況等を説明するべきである。

その際、対象法人全体の経営状況等について、総体的な把握ができるよう、それぞれの法人の財務数値とその合計額、純計額、損失補償債務残高合算額及び将来負担比率に算入された額の合算額等を記載した一覧性のある総括表を作成することが望ましい。

なお、第29次地方制度調査会答申において、「議会に経営状況の報告を要する法人の範囲の拡大」についての提言がなされていることに留意されたい。

## 新指針の考え方

第三セクター等の存在意義や行う事業の公益性等も踏まえつつ、将来的な経営悪化のリスクを含めた経営状況(特に財政的リスク)を把握し、継続的な点検・評価を行うべきことを要請する(そのために、予め存続の前提となる条件(ゴーイングコンサーン)を明確化しておくことが望ましい。)。

また、経営の悪化が見られる場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべきことを要請する。

なお、黒字の第三セクター等であっても、最適な経営手法(民営化を含む。)の選択に係る不断の検討を行うべきことについて、特に明記する。

議会等に対しては、単に決算書類を報告するのではなく、地方公共団体が行っている財政的支援、財政的リスク、決算状況(赤字・黒字)に至った理由、地域での役割等について、公共性や法人形態の特性にも留意しつつ、分かりやすく説明し、理解を得るべきであることを要請する(特に財政的リスクを有する法人については強く望まれる。)。

# 新指針の考え方③

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

(2) 地方公共団体は、(1)の法人の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。

また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法により、貸借対照表又はその要旨を公告すること、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を主たる事務所に備え置かなければならないこととされていることにも留意されたい。

(3) 地方公共団体による第三セクター等に関する情報公開様式例を別記4のとおり示すので参考にされたい。

### 3 経営責任の明確化と運営体制

(1) 第三セクター等の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。

あわせて、経営者は、その任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理(売却・清算)又は再生を行うこととなった場合等にあつては、民事上の責任追及(善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求訴訟)や刑事上の責任追及(刑事告訴)が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。

(2) 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めるとともに、当該法人の事業内容あるいは他の出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあつては、その職責を十分果たし得るのか検討した上で就任する必要がある。

なお、地方公共団体の職員を派遣する場合は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」(平成12年法律第50号)等を踏まえ、適切に対応されたい。

(3) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)を踏まえ、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等に不断に取り組む必要がある。

## 新指針の考え方

住民に対しては、第三セクター等の必要性や行う事業、現在の経営状況と将来の経営見通し、地方公共団体の財政的リスクや地方公共団体からの財政的支援等について、分かりやすく公表・情報提供等を行い、理解を得ることを要請する。

あわせて、これらの情報を分かりやすく公表する方法等について例示する。

第三セクター等が行う事業の公益性や法人形態も踏まえつつ、経営者の経営責任を明確化することについて、引き続き要請する。

外部の人材の活用については、専門知識を有する人材の活用等を引き続き要請するとともに、「第三セクター等の活用」において具体的な成功事例を取り上げる。

役職員の数・給与の見直し等を含む経営の合理化等については、引き続き不断の取組を行うことを要請する。

# 新指針の考え方④

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

## 新指針の考え方

### 4 公的支援の考え方

(1) 第三セクター等は独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめ地方公共団体と法人の間でその考え方を取り決めておくことが適当である。

(2) 地方公共団体は、損失補償を行っている第三セクター等が経営破たんしたときには、当初予期しなかった巨額の債務(財政負担)を負うリスクもあることから、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討すべきである。

特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。

なお、政府関係機関からの第三セクター等への貸付けに対する損失補償の可否についても、同様の考え方に基づき厳正に対処すべきである。

地方公共団体が第三セクター等に対して行う公的支援(特に財政的支援)について、国としての基本的な考え方(基本的に現在と同じ)を明示した上で、第三セクター等が行う事業の公益性や存続の前提となる条件(ゴーイングコンサーン)、法人形態等も視野に入れながら、公的支援を行う考え方・必要性、支援を行う範囲、支援を行う上限、支援を打ち切る要件等について予め明らかにしておくべきことを要請する。

地方公共団体による損失補償は、地方公共団体の支出を伴わずに第三セクター等の資金調達を円滑化すること等を目的として、広く行われている。

一方、損失補償を行う第三セクター等が経営破たんした場合には地方公共団体が予期しない多額の負担を負う危険性があり、また、金融機関とのリスク分担の観点からも課題を有することから、平成21年度以降、計画的な削減を推進してきた。

これらのことを踏まえて適切な取扱いを要請する。

# 新指針の考え方⑤

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

(3) 第三セクター等に対する短期貸付けを反復かつ継続的に実施する方法による支援は、安定的な財政運営及び経営の確保という観点からは、本来長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきものであり、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、早期に見直すべきである。

(4) 地方公共団体の長は、第三セクター等の経営悪化により、当該第三セクター等に係る将来負担比率への算入額が増大した場合には、早期に経営改革を実施する一方で、債務履行義務が確定したときに備えて、リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべきである。

(5) 地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあること、また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきである。

### 5 資金の管理運用

(1) 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で資金の管理運用に当たることを求めるべきである。

(2) 資金の管理運用に係る事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう求めるべきである。

## 新指針の考え方

地方公共団体から第三セクター等に対する財政的支援の中でも、短期貸付金(貸付年度内に返済される貸付金)については、反復かつ継続的に実施しているものに係る見直しを強く要請する。

特に、一部の地方公共団体が不適切な短期貸付金の運用を行っていることについては、速やかな是正を強く求める。

損失補償等のリスクに応じた引当金の確保について、損失補償等の取扱いも踏まえ、引き続き要請する。

首長等が私人として損失補償等を行うことの防止と、現在そのような取扱いをしている地方公共団体の速やかな是正について、引き続き要請する。

資金の管理・運用については、専門知識を有する職員等による適切な管理・運用と責任の明確化を原則とするとともに、管理・運用基準の明確化等を引き続き要請する。

# 新指針の考え方⑥

## 第3 抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化

### 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

### 新指針の考え方

#### 第2 抜本的改革の推進

##### 1 処理策検討の手順

存廃を含めた抜本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的(比較可能性・将来予測性)な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。また、検討は、「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知)によりその設置を要請した経営検討委員会(以下「経営検討委員会」という。)において行うとともに、必要に応じて、外部監査を活用することが適当である。

抜本的処理策について、その検討のフローチャートを別記2のとおり示すので、参考とされたい。なお、フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下に掲げるものについては、原則として採算性が無いものと判断した上で検討することが適当である。

- ① 損失補償を行っている第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。
  - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。
  - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。

##### ③ 地方道路公社

料金収入が管理運営費(借入金利息を含む。)に満たない不採算路線を有するもの

##### ④ 土地開発公社

債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの

平成26年度以降、第三セクター等改革推進債が存在しない状況において、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を行うための手順・留意点や第三セクター等に係る財政的リスクを適切に把握するための具体的な手法等について、地方公共団体の手引となるような形で提示する。

地方公共団体は、採算性を失う、多大な財政的リスクを負う等の理由により、抜本的改革を含む経営健全化に係る検討を行うことが必要な第三セクター等を速やかに把握することが必要である。

そのため、第三セクター等の法人形態や行う事業の公益性等を踏まえつつ、採算性を失っている等、「抜本的改革を含む経営健全化が必要である」と判断し、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき基準について、総務省として一定の考え方(可能な限り客観的な基準となるもの)を提示する。

# 新指針の考え方⑦

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

また、「事業手法の選択」に当たっては、事業計画、需要予測等の妥当性を十分検証するとともに、事業性を踏まえ、各事業手法に係る公的部門の費用負担の度合い、経営の裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合いといった各事業手法に係る特性を勘案した上で、適切な事業手法を選択する必要がある(別記3参照)。

なお、指定管理者制度の活用の検討に当たっては、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知)及び「指定管理者制度の運用について」(平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知)を、PFI手法の活用の検討に当たっては、「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治事務次官通知)、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」(平成12年3月29日付け自治省財政局長通知)及び「地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について(依頼)」(平成14年8月28日付け総務省大臣官房総括審議官通知)をそれぞれ参照されたい。

### 2 情報開示の徹底による責任の明確化等

地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある。

#### (1) 事業採択から現状に至った経緯と責任

事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理・決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。

#### (2) 当該事業の整理(売却・清算)又は再生が最善の選択(手法)であると考えられる理由

地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。なお、再生の方策を選択した場合にあっては、客観性、専門性等を十分確保した上で、再生後の経営状況の見通し、公的支援の必要性の有無を明らかにする必要がある。

#### (3) 事業の整理(売却・清算)又は再生に伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨

#### (4) 処理に伴う利害関係者との費用分担の考え方

## 新指針の考え方

経営が悪化している第三セクター等はもとより、経営が悪化していない第三セクター等についても、なぜ「第三セクター等」の形式で事業を行うのか、最適な経営手法は何か、ということについて  
不断の検討を行うべきことを要請する。

また、そのためには、予め存続の前提となる条件(ゴーイングコンサーン)を明確化しておくことが望ましいことを明記する。

なお、恒常的に黒字の第三セクター等については、民営化を含む民間の知見・資金等の活用等を検討するべきことについて、改めて指摘する。

第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を行う際には、議会・住民等に対して、事業採択から現状に至った経緯や責任の所在、行おうとしている取組が最善のものと考えられる理由と見込まれる効果、必要となる経費と関係者間での負担配分等について、詳細に説明を行い、理解を得るべきであることを指摘する。

# 新指針の考え方⑧

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

## 新指針の考え方

### 3 議会の関与

第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方公社の解散や和解契約の締結、後述の地方債の特例措置の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には、前記2に掲げる事項について、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。

抜本的改革を含む経営健全化を行う際の議会の関与について、具体的な手順・留意点等を説明する。

### 4 債務調整を伴う処理策

処理策に関し、手続き、内容等についての公平性、透明性を確保する必要があることから、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当である。

第三セクター等改革推進債が存在しない状況において、債務処理を伴う第三セクター等の処理の進め方等について、具体的な手順・留意点等を詳細に説明する。

その際、地方公共団体は、後述する公的支援の考え方を踏まえ、処理策において、新たな損失補償を行うべきではない。また、第三セクター等の債務の処理に際して、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務引受は、地方債制度の趣旨にかんがみ、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。

特に、債務調整等により発生する地方公共団体の負担については、法律上負担することがやむを得ないものに限るべきであり、その最小化を図るべきである旨を明記する。

さらに、地方公共団体の長等の個人保証がある場合に、当該保証によって個人の限度を超えた負担が求められることにより、抜本的処理策推進の阻害要因となることがないよう、関係者で適正な調整が行われることが望ましい。

### 5 残資産の管理等

地方公共団体は、処理後に地方公共団体が保有することとなる資産については、適正に管理又は処分を行う必要があるとともに、コスト低減や専門的な知見の活用の観点から、委託などの民間的手法の積極的な活用を図るべきである。

第三セクター等が保有していた資産を地方公共団体が保有することとなった後は、抜本的改革終了後、第三セクター等が行っていた事業の公共性や経済性等を踏まえて、適切に管理・処分等と継続的な情報開示等を行うべきことを、引き続き要請する。

また、毎年度、処理に伴い地方公共団体が負担することとなった負債と合わせて、その管理等の状況を議会・住民に明らかにするなど、情報開示を行うべきである。

# 新指針の考え方⑨

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

## 新指針の考え方

### 6 地方債の特例の活用

地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)が改正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置(第三セクター等改革推進債)が創設されたことを受け、地方公共団体は、この第三セクター等改革推進債も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

注)第三セクター等改革推進債の対象となる「第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費」は次のとおりである。

- (1) 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む)
- (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む)
- (3) 公営企業の廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
  - ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
  - ・地方債の繰上償還に要する経費
  - ・一時借入金の償還に要する経費
  - ・退職手当の支給に要する経費
  - ・公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他財産のえんに要する経費
  - ・国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

平成26年度以降は経過措置を除き、第三セクター等改革推進債は活用できないことから、基本的には第三セクター等改革推進債については触れないこととする。

# 新指針の考え方⑩

## 第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

### 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

### 新指針の考え方

#### 第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

第三セクター等の設立の是非の検討に当たっては、まず、公・民の責任の範囲を明確に切り分ける仕組みの構築を検討すべきであるとともに、既述の考え方を十分踏まえ、慎重に判断すべきである。また、次の点に留意する必要がある。

- (1) 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褃合わせは厳に行ってはならない。また、国の政策に係るものであっても、同様の検討を行った上で、適切に判断すべきである。
- (2) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- (3) 将来的に収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。
- (4) 第三セクター等の法人類型については、一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人等それぞれの特色を踏まえ、適切な選択を行うべきである。

地方公共団体が「なぜ当該事業・住民サービスを第三セクター等の形式で行うのか」ということを十分に検討するとともに、当該事業・住民サービスを行うために最も適切な事業手法・法人形態を採用すべきことを要請する。

また、設立の際には、予め存続の前提となる条件(ゴーイングコンサーン)(民営化を含む。)を明確化しておくことが望ましいことを付記する。

設立する第三セクター等の資金調達については、事業自体の収益性に着目した考え方を基本とするべきであり、それが困難な場合には第三セクター等の設立を断念するべきであることを引き続き指摘する。

新たに設立する第三セクター等に対して、損失補償は行うべきではなく、地方公共団体イニシャルコストに係る出資や長期貸付金等によるべきであることを引き続き指摘する。

# 新指針の考え方⑪

## 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(現行指針)

(5) 地方公共団体の出資については、公と民の役割分担の考え方を踏まえ、事業の種類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況も勘案しつつ、必要最小限とすることが適当である。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきである。

一方で、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある場合においては、地方自治法等の関係規定を踏まえ、出資割合に応じて可能となる関与、行使できる権利等についても勘案しつつ、所要の出資割合の確保を検討することが適当である。

なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内(有限責任)であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間はもとより対外的にも明確しておく必要がある。

また、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意し、設立当初に適切な資本金等を確保する必要がある。

(6) 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、第三セクター等を選択することの妥当性、公的支援の必要性及び内容、運営体制に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。

また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要がある。

### 第5 その他

1 都道府県にあっては、市町村の求めに応じて企業会計に精通した人材の紹介を行うこと等により、市町村の監査体制や経営の検討体制が充実、強化されるよう支援することが望ましい。

(略)

(新規記載事項)

## 新指針の考え方

第三セクター等に対して行う公的支援(特に財政的支援)について、国としての基本的な考え方(基本的に現在と同じ)を示すとともに、公的支援を行う考え方・必要性、支援を行う範囲、支援を行う上限、支援を打ち切る要件等について予め明らかにしておくべきことを要請する。

議会・住民等に対して分かりやすく説明を行い、あらかじめ十分な同意・理解を得ておくべきことを要請する。

市町村に対する都道府県の支援については、助言・情報提供をはじめ、より充実した支援を行うことが望ましいことを明記する。

特に、抜本的改革を含む経営健全化が必要な第三セクター等に係る個別・具体的な助言を行うことが必要不可欠である旨を明記する。

第三セクター等に関連する政策的な課題等について記載(要請・指摘・助言等)する。

例:インフラ長寿命化